

鹿児島労働局一般公示第6号

登録教習機関の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	鹿児島県立始良高等技術専門学校
登録教習機関の住所	鹿児島県始良市西餅田1120
変更前の代表者の職氏名	校長 新原 浩之
変更後の代表者の職氏名	校長 馬場 ちひろ
変更年月日	令和7年4月1日
登録番号	9-1

登録教習機関の名称	鹿児島県立鹿屋高等技術専門学校
登録教習機関の住所	鹿児島県鹿屋市川西町3482番地
変更前の代表者の職氏名	校長 永山 善徳
変更後の代表者の職氏名	校長 谷山 幸司
変更年月日	令和7年4月1日
登録番号	11-1

令和7年6月27日

鹿児島労働局長

